

令和4年度 健康相談事業について

●問い合わせ 今治保健所
☎0898-23-2500 (代)

○生涯を通じた女性の健康相談

場 所	時 間	実 施 日
【要予約】 今治保健所	15:30~16:30	2022年 5月27日 (金)
		2022年 9月30日 (金)
		2022年11月25日 (金)
		2023年 1月27日 (金)
		2023年 3月24日 (金)

○難病相談

場 所	時 間	実 施 日
【要予約】 今治保健所	13:00~15:00	2022年 5月11日 (水)
		2022年 6月 8日 (水)
		2022年 9月14日 (水)
		2022年10月12日 (水)
		2022年11月 9日 (水)
		2022年12月14日 (水)
		2023年 1月11日 (水)
		2023年 2月 8日 (水)
		2023年 3月 8日 (水)

○エイズ・肝炎相談・血液検査・・・無料匿名【前日までに予約】毎週火曜日(祝日を除く) 10:00~11:00

○心の問題や精神的な悩みの相談・・・【要予約】来所相談 電話相談は、随時実施。

空き家・空き地バンク ミニコラム⑩

相続登記の義務化について

民法等が改正され、令和6年(2024年)4月1日より相続登記が義務化されることになりました。

まず「相続登記」とは、土地や建物の所有者が亡くなった場合に、その所有権を相続人に移転させる手続きのことです。所有者の名義は法務局の登記簿に記録されています。

これまで相続登記は義務ではありませんでした。そのため、相続登記が行われないまま放置されて、所有者がわからなくなった土地が増加していました。平成28年には、日本で所有者が不明な土地の面積は、すでに九州の面積以上となっているという報告がなされていました。

令和3年に行われた民法等の一部改正により、相続等により土地や建物を取得した際には、取得を知ってから3年以内に登記移転をすることが義務となる予定です。正当な理由なく怠れば、10万円以下の過料(負担金)が科されます。令和6年4月1日以前の施行日前の相続についても適用され、施行日から3年以内の相続登記申請が必要となります。土地や建物を相続したものの、相続登記がお済みでない方は、法務局または司法書士にご相談されることをお勧めします。



空き家・移住定住ワンストップ窓口

弓削総合支所 2階 相談専用ダイヤル ☎0897-77-2501

上島町の未来のために
「空き家」をつなぐ！

上島町では、町に住み続けていただく「定住促進」のため、町を好きになり住んでみたい方への「移住促進」のために、空き家・空き地バンク制度を実施しています。

現在、上島町に住み続けたい、住んでみたいといった方から、空き家紹介の希望を多くいただいています。登録物件が少なく、ご希望にお応えできない状況です。空き家・空き地バンクへの登録をぜひ、ご検討ください。

国税専門官採用試験について

2022年度国税専門官採用試験受験申込を開始します。

●申込受付期間(現在受付中)
インターネット申込
4月4日(月) 受信有効
6月5日(日)

●第1次試験日
6月5日(日)

●その他
国税庁HP 国税専門官 で検索

消費税込インボイス制度
説明会について

説明会は事前予約制です。お電話による申込みが必要です。

●日程
5月27日(金) 定員24名
6月24日(金) 定員24名

●時間
14時~15時

●場所
今治税務署 2階大議室

・感染症等まん延防止の観点から、定員に達した場合はご参加いただけない場合があります。

・感染症の状況等により、延期若しくは中止となる場合があります。その場合には、ご予約いただいた連絡先へ電話により連絡いたします。

●問い合わせ 今治税務署
☎0898-3216100

電話によるお問い合わせは、自動音声案内によりご案内していますので「2」を選択してください。

後期高齢者医療保険料率が変わります

後期高齢者医療制度では、医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な運営を維持するため、2年に1度保険料率を見直しています。

医療給付費は、被保険者が増えていることや医療の高度化などにより、年々増加しています。愛媛県後期高齢者医療広域連合では、剰余金を最大限活用するなど、できる限り被保険者の方への影響を少なくするよう配慮し、令和4・5年度の保険料率を改定しました。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料(年額)} \\ \hline \text{限度額66万円} \\ \text{(64万円)} \\ \text{※10円未満切捨て} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 49,140円 \\ \text{(47,720円)} \\ \hline \end{array} + \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{総所得金額等} - 43万円 \\ \text{【基礎控除額】} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割率} \\ \hline 9.09\% \\ \text{(9.02\%)} \\ \hline \end{array}$$

() 内は令和2・3年度の数値

*年金収入ごとの保険料(単身世帯の場合)

年金収入	令和3年度			令和4年度		
	均等割額	+	所得割額	均等割額	+	所得割額
153万円 軽減割合	14,316円 7割軽減	+	0円	14,742円 7割軽減	+	0円
180万円 軽減割合	23,860円 5割軽減	+	24,354円	24,570円 5割軽減	+	24,543円
200万円 軽減割合	38,176円 2割軽減	+	42,394円	39,312円 2割軽減	+	42,723円

※年間保険料額は10円未満切捨て

*社会全体で制度を支えています

後期高齢者医療制度は、医療機関などでの自己負担分を除き、国・県・市町の負担金(約5割)、現役世代からの支援金(約4割)、被保険者の皆さまからの保険料(約1割)を財源としています。

●問い合わせ 愛媛県後期高齢者医療広域連合 ☎089-911-7734
弓削 住民課 ☎77-2503 生名 町民生活課 ☎76-3000 岩城 町民生活課 ☎75-2500 魚島 町民生活課 ☎78-0011